

公文書館条例

昭和 63 年 4 月 1 日

条例第 12 号

大阪市公文書館条例を公布する。

大阪市公文書館条例

(設置)

第 1 条 本市に公文書館を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 大阪市公文書館

位置 大阪市西区北堀江 4 丁目

(目的)

第 2 条 大阪市公文書館(以下「公文書館」という。)は、歴史的文化的価値を有する公文書その他の記録(以下「公文書等」という。)を保存し、広く一般の利用に供することを目的とする。

(事業)

第 3 条 公文書館は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 公文書等を収集し、整理し、及び保存すること
- (2) 公文書等を一般の利用に供すること
- (3) 公文書等に関する調査研究及び普及活動を行うこと
- (4) その他市長が必要と認める事業

(公文書等の利用承認)

第 4 条 公文書等(大阪市公文書管理条例(平成 18 年大阪市条例第 15 号)第 2 条第 6 項に規定する特定歴史公文書等を除く。以下この項において同じ。)を利用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。この場合において、公文書等が損失するおそれがあるとき、個人の秘密保持等の必要があるときその他市長が公文書等を利用に供することが適当でないときと認めるときは、利用を承認しないことがある。

2 前項の承認を受けようとする者は、所定の申請書を市長に提出しなければならない。

(休館日)

第 5 条 公文書館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日

(2) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

2 前項の規定にかかわらず、市長は、公文書館の設備の補修、点検若しくは整備、天災その他やむを得ない事由があるとき又は公文書館の効用を発揮するため必要があるときは、同項の規定による休館日を変更し、又は臨時の休館日を定めることができる。

3 市長は、前項の規定により休館日を変更し、又は臨時の休館日を定めたときは、速やかにその旨を公告するものとする。

(供用時間)

第 6 条 公文書館の供用時間は、午前 9 時から午後 5 時 30 分までとする。

2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、公文書館の供用時間について準用する。この場合において、同条第 2 項中「前項」とあるのは「第 6 条第 1 項」と、「休館日を変更し、又は臨時の休館日を定める」とあるのは「供用時間を変更する」と、同条第 3 項中「前項の規定により休館日を変更し、又は臨時の休館日を定めた」とあるのは「第 6 条第 2 項の規定により読み替えられた第 5 条第 2 項の規定により供用時間を変更した」と読み替えるものとする。

(入館の制限)

第 7 条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を断り、又は退館させることがある。

- (1) 他人に迷惑となる行為をする者
- (2) 公文書等又は施設を損傷するおそれがある者
- (3) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる物品又は動物を携行する者
- (4) 管理上必要な指示に従わない者
- (5) その他管理上支障があると認める者

(施行の細目)

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則 (昭和 63 年 7 月 1 日施行、告示第 369 号)

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則 (平成 20 年 3 月 31 日条例第 52 号)

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 23 年 2 月 18 日条例第 3 号)

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。